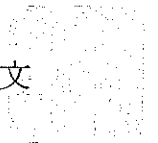


湯河原町不妊治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠を望み不妊治療に取り組む夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを生み育てることができる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊治療 体外受精及び顕微授精（凍結胚移植を含む。）をいう。
- (2) 先進医療 前号に規定する不妊治療と併せて実施される厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術をいう。
- (3) 自由診療 医療保険の適用を受けない診療をいう。
- (4) 夫婦 婚姻の届出をしている者又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。
- (5) 1回の治療 医師の治療計画に基づき開始された生殖補助医療について、治療期間の初日から妊娠判定又は医師の判断による治療中止に至るまでの一連の治療をいう。

(実施医療機関)

第3条 助成の対象となる治療を行う医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 先進医療に係る治療 厚生労働省に先進医療の実施医療機関として届出又は承認がなされている医療機関
- (2) 自由診療に係る治療 公益社団法人日本産科婦人科学会において、体外受精、顕微授精及び胚移植の実施施設として登録されている医療機関

(対象となる治療)

第4条 助成の対象となる治療は、前条に規定する実施医療機関で行う治療とする。ただし、次に掲げる治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)によるもの
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)によるもの
- (4) 神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱(令和元年8月1日施行)に基づき助成を受けた治療
- (5) 死別の理由により夫婦でなくなった後、胚の移植を行う治療
- (6) 妻の年齢が満43歳に達した後に開始した治療
(対象者)

第5条 助成の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請日時点において、夫婦のいずれかが本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は可能性が極めて低いと医師に診断されていること。
- (3) 町税等(湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例(平成20年湯河原町条例第1号)第2条第1号に規定する町税等をいう。)の滞納がないこと。
(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の実施する助成制度の適用を受けた治療については、助成の対象としない。

- (1) 先進医療 先進医療に係る費用の額に10分の7を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額)とし、1回の治療につき10万円を上限とする。
- (2) 自由診療 自己負担額のうち、30万円を超えた額とし、1回の治療につき10万円を上限とする。

2 前項の規定は、男性不妊治療(不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をいう。)を行った場合について準用する。

(助成回数)

第7条 新たに治療を受ける者に係る助成回数は、次の各号に掲げる年齢(初めて助成を受けた治療開始日又は保険診療による1回目の治療開始日のうち、最も早い満年齢をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる回数(夫婦それぞれが受けた治療の回数を合算した回数)を限度とする。

- (1) 妻の年齢が満40歳未満 6回
- (2) 妻の年齢が満40歳以上満43歳未満 3回

2 前項に規定する助成回数は、第1子の出産(妊娠12週以降の死産を含む。)に至るまでの期間に適用する。

(申請)

第8条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、治療の終了日(1

回の治療が終了した日をいう。以下同じ。)の翌日から起算して6月以内に 湯河原町不妊治療費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 不妊治療受診等証明書(様式第2号)
- (2) 事実婚に関する申立書(様式第3号)(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。)
- (3) 実施医療機関が発行した領収書及び診療明細書
- (4) 住民票(夫婦の一方が町外に住所を有する場合に限る。)
- (5) 戸籍謄本(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、それぞれの戸籍謄本)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請が2回目以降の場合において、婚姻をしている夫婦であることを公簿等により確認することができるときは、同項第5号の戸籍謄本の添付を省略させることができる。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否の決定を行い、湯河原町不妊治療費助成金交付等決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による交付決定後、申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、その交付を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を取り消すときは、湯河原町不妊治療費交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、助成金の交付を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(相談支援)

第12条 町は、不妊治療又は妊活に取り組む夫婦の精神的負担の軽減を図るとともに、不妊治療等に関する正しい知識の普及及び適切な健康管理を促進するため、相談支援体制の構築に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
(湯河原町特定不妊治療費助成事業実施要綱の廃止)
- 2 湯河原町特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成31年湯河原町告示第13号)は、廃止する。